室蘭市子どもの読書活動推進計画

（第３次）

（仮称）室蘭市環境科学館・図書館イメージ図（令和3年開館予定）

令和 2 年度～令和 6 年度

室蘭市教育委員会

目　次

第１章　基本的な考え方

1　計画改定の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3　期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4　対象年齢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２章　子どもの読書活動推進のための具体的方策

基本目標１　様々な場所における子どもの読書活動の推進

①　家庭・地域における読書活動推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
②　学校における読書活動推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
③　図書館・きらん図書室における読書活動推進　・・・・・・・・・・・・・3

基本目標２　子どもの読書活動を推進するための環境の整備

①　幼稚園・保育所・スクール児童館・子育て支援センターなど地域における
　　読書環境整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
②　学校図書館における読書環境整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
③　図書館・きらん図書室における読書環境整備　・・・・・・・・・・・・・5

第３章　子どもの読書活動推進に向けて

1　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2　情報共有　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

資　料

・子どもの読書活動の推進に関する法律　・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
・室蘭市子どもの読書活動推進委員会設置要項　・・・・・・・・・・・・・・9

第１章　基本的な考え方

１　計画改定の経緯

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことが重要であるとの認識に立ち、国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を定め、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、現在、平成３０年に「第四次基本計画」が閣議決定されるなど、更なる読書活動の推進に歩みを進めています。

北海道においては、平成３０年に前計画までの趣旨を引き継ぎ、北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ることを基本理念とした「第四次計画」が策定されています。

本市では、平成１７年に「室蘭市子どもの読書活動推進計画」を策定、その後、平成２４年に「第２次計画」を策定し、成長段階に応じた子どもの読書活動推進に努めてきました。

この「第３次室蘭市子どもの読書活動推進計画」では、現状の課題解消に努め、国や北海道の計画改定を基に、更なる子どもの読書環境の整備充実へ向け読書活動推進の方向性を示す計画に改定しました。

２　基本理念

室蘭市の全ての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の充実を図ります。

３　期間

計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

なお、必要に応じて計画を見直します。

４　対象年齢

この計画における子どもの対象年齢は、法に準じ０歳（乳幼児期）から概ね１８歳（高校生期）までの者とします。

第２章　子どもの読書活動推進のための具体的方策

基本目標１　様々な場所における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動は、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものといわれています。

しかしながら、今日、スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化に伴い、子どもたちは読書活動に対する興味や関心を持ちながらも、年齢が上がるに従い読書に親しむ機会が減少する傾向があります。

家庭や地域、学校、図書館において、子どもが読書を好きになるような取り組みの実施や、関係機関・団体と連携しながら「こどもの読書週間」などに合わせた普及・啓発の推進が求められます。

①　家庭・地域における読書活動推進

（推進の方向性）

家庭は子どもが初めて言葉をおぼえ、本に出会い、読書のよろこびを感じる場所です。幼い子どもが物語りの楽しさを知るには、おはなしをしてくれる人や本を読んでくれる人の存在が必要です。家庭での読み聞かせを推進するための取り組みや子どもたちが集まる施設での読み聞かせの推進と身近に本に触れることのできる読書環境づくりに努めます。

また、読書活動が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう保護者に対する動機付けや理解の形成が必要です。親子が様々な機会を通して読書に親しみ楽しめるような親子読書の啓発に努めます。

（具体的な取組）

- 「家読（うちどく）※」を推進するための保護者への啓発
- ブックスタート※事業の継続実施
- 読み聞かせ活動等の推進における学校等と地域とのつながりを支援［**拡充**］
- 読書普及活動を実践するボランティア等の養成

※ 家読（うちどく）：家族みんなで同じ本を読み、家族のコミュニケーションを図る取組。

※ ブックスタート：一人ひとりの赤ちゃんに絵本を開くという楽しい体験と一緒に、絵本を手渡す活動。地域ボランティア、保健センター、図書館が協力して行っている。

②　学校における読書活動推進

（推進の方向性）

小学生期・中学生期は、多くの本を読み読書の幅を広げ、内容に共感し、将来を考えるなど、発達段階に応じた読書ができるようになる時期であることなどから、学校における読書活動は重要です。

全校一斉に取り組む読書活動や読書啓発、また、読んだ本から学び、共有し、議論することなどにより、互いの関心を高める取組の充実に努めます。

（具体的な取組）

- 「朝読書※」など全校一斉読書活動・読書週間の実施
- 「図書だより」の発行やポスター掲示などによる自主的読書活動の推進
- 読書感想文集の発行
- 読後感想討論会※の実施

③　図書館・きらん図書室における読書活動推進

（推進の方向性）

子どもたちの知的好奇心を満たし、学習を助け、子どもたちの一生の友となる「本」との出会いを提供することは、図書館等の大切な役割です。

子どもの発達段階に応じた読み聞かせの実施やおすすめ本等の情報提供を進めるとともに、読書に親しむためのきっかけづくりとなる取組を実施します。

（具体的な取組）

- 専門職員による相談体制の確立
- 成長段階に合わせた読み聞かせ・おはなし会など行事の開催
- 年代に応じたブックリストの配布
- 「ひまわりカード※」の利用促進【新規】
- 入学をきっかけに新小学１年生へ「よむ・よむカード※」の作成を呼びかけ
- 図書館やきらん図書室での見学、体験学習等の積極的な受け入れ

※ **朝読書**：学校始業前に、児童生徒や教職員全員が本を読む取組。その後の授業に対する集中力が養われると言われている。

※ **読後感想討論会**：テーマとなる同じ本について、読んだ感想を討論する。小中学生を対象として年１回開催。

※ **ひまわりカード**：読んだ本のタイトルや作者、読んだ日などを記録するカード。

※ **よむ・よむカード**：図書館利用者カードの愛称。カードをつくるためには図書館等への申請が必要。

基本目標２　子どもの読書活動を推進するための環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、読みたい本を選び、必要な資料を調べたりできる望ましい読書環境づくりを進める必要があります。

令和３年開館予定の新図書館では、開架スペースの拡大をはじめ、閲覧席の充実、読み聞かせの部屋の設置などにより、読書環境の充実を図ります。

このほか、市・学校・関係機関・関係団体等が相互に連携・支援しながら、蔵書の充実を含めたより良い読書環境づくりに努めていく必要があります。

①　幼稚園・保育所・スクール児童館・子育て支援センターなど地域における読書環境整備

（推進の方向性）

幼稚園・保育所・スクール児童館・子育て支援センターなどは、家庭とともに子どもの人格形成の基礎を育成するための大切な場所です。子どもの読書活動が活発に行われるよう、魅力ある図書の充実に努めます。

（具体的な取組）

- 団体貸出等の利用促進
- 絵本などのブックシェアリング※**【新規】**

②　学校図書館における読書環境整備

（推進の方向性）

学校図書館は、子どもたちが日常的に読書を楽しむ場であるとともに、読書活動や読書指導の場として、子どもたちの豊かな心を育み、自発的・主体的な学習活動を支援する場として重要な役割を果たしています。

児童生徒が興味や関心を持てるような蔵書の充実および書架づくりなどの読書環境整備に努めます。

（具体的な取組）

- 学校図書館の図書資料の充実と活用
- 図書館司書による書架づくりや選書等の助言・支援［**拡充**］
- （仮称）学校図書サポーター※の活用推進**【新規】**

※ **ブックシェアリング：**除籍となった絵本などを、子育て関連施設などに無償で提供し再利用する取組。

※ **（仮称）学校図書サポーター：**保護者や地域の方に学校図書館のサポーターとなっていただく取組。

③　図書館・きらん図書室における読書環境整備

（推進の方向性）

図書館やきらん図書室は、豊富な図書の中から読みたい本を自由に選択することのできる場所であり、子どもの読書活動を推進する上で最も中心的な役割を担っています。

このことから、子どもの読書活動を推進するための読書環境や蔵書の整備、レイアウトやディスプレイの工夫などに努めます。

（具体的な取組）

- 児童図書資料の充実
- 新図書館における読み聞かせの部屋、閲覧席など読書環境の整備【新規】
- 障がい児への読書支援
- 中高生を対象としたティーンズ図書コーナー※の充実
- 合築となる（仮称）環境科学館との企画連携【新規】

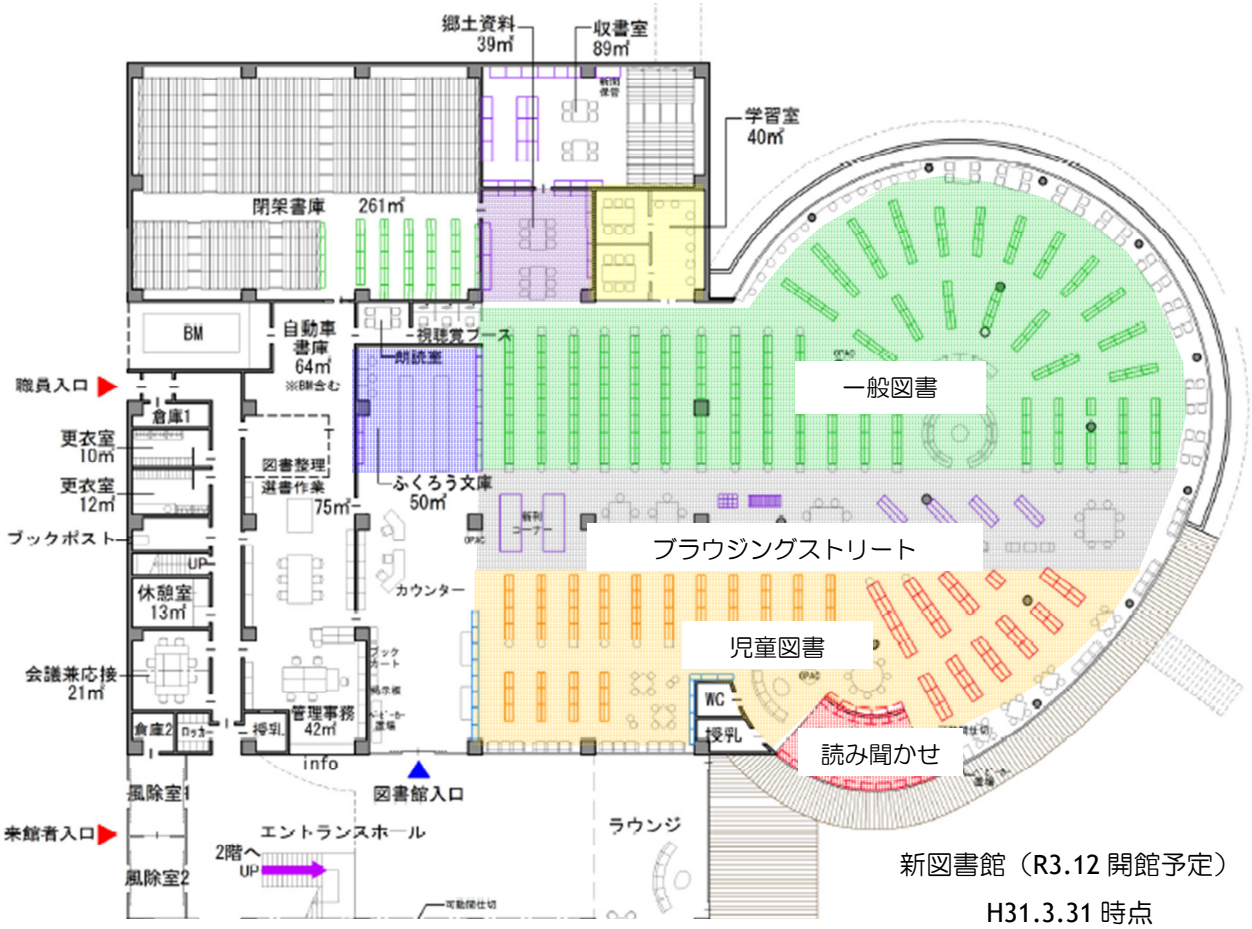

新図書館（R3.12 開館予定）

H31.3.31 時点

※ **ティーンズ図書コーナー**：主に１０代の読者などを対象とした本を集めた特設コーナー。

第３章　子どもの読書活動推進に向けて

１　推進体制

この計画を効果的に推進するための細事業は、各担当部署への情報提供や、事前調整などの協力体制をとりながら進めていきます。

この計画は教育委員会担当課が中心となり、着実な読書活動の推進を図ります。

２　情報共有

子どもの読書活動の推進は、家庭、学校、図書館、幼稚園、保育所、スクール児童館、子育て支援センター、地域文庫、ボランティア団体など、異なる分野に広がる取組が必要となることから、情報提供・情報共有を図りながら、読書活動の連携、共同実施についても積極的に取り組んでいきます。

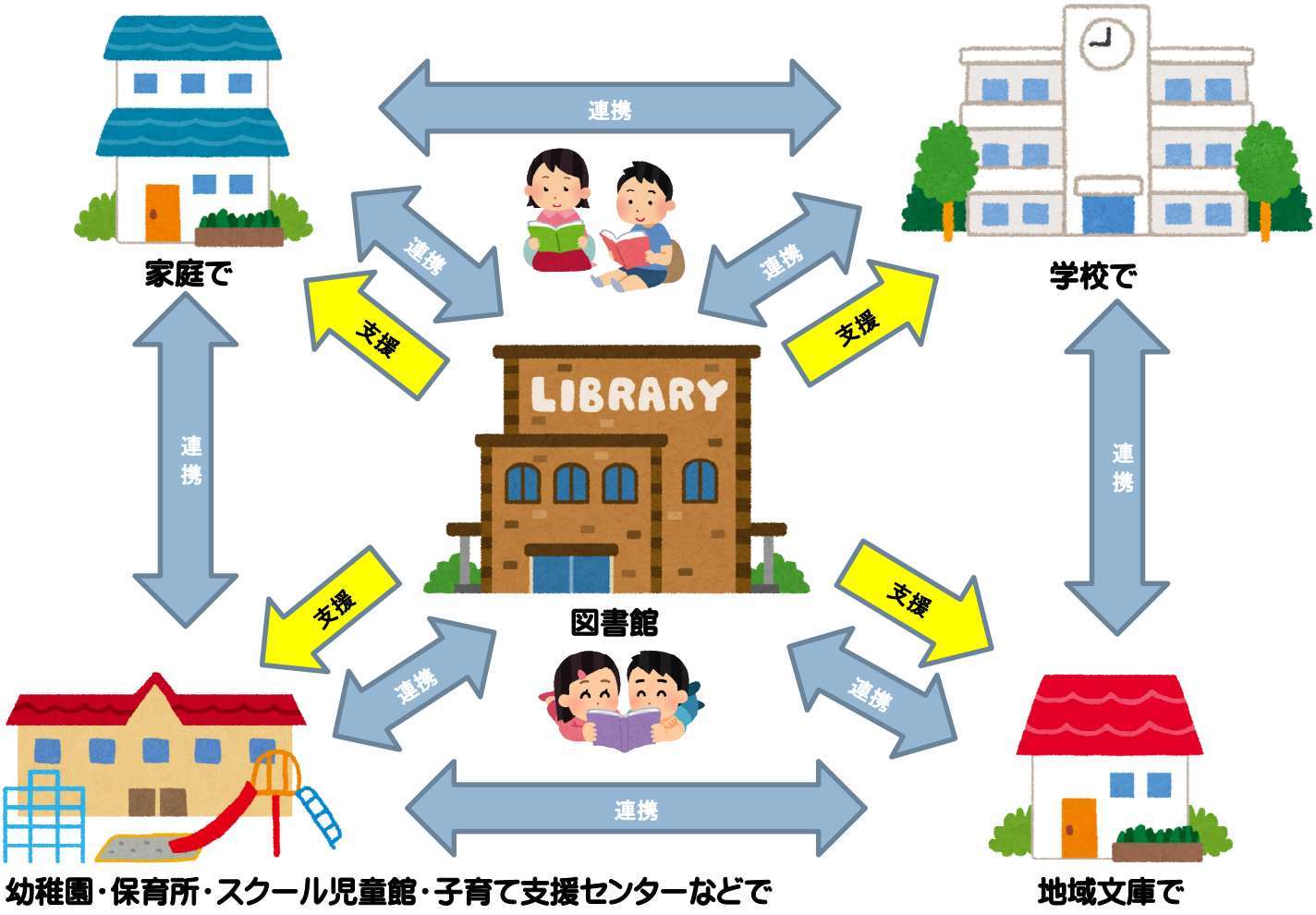

資　料

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成１３年１２月１２日
法律　　第 １ ５ ４ 号

（目的）

第１条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第２条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第３条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第６条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第７条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第８条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第９条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第１０条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第１１条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

室蘭市子どもの読書活動推進委員会設置要項

（平成１５年１１月１４日教育長決定）

（設置目的）

第１条　室蘭市における子どもの読書活動の推進を図るため、室蘭市子どもの読書活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進委員会が所掌する事項は次のとおりとする。

⑴ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年法律第１５４号）第９条第２項の規定に基づく、室蘭市子どもの読書活動推進計画（案）の策定に関すること。

⑵ 子どもの読書活動の推進に係る施策に関すること。

⑶ 子どもの読書活動の推進に係る連絡調整に関すること。

⑷ その他子どもの読書活動の推進に関し必要と認める事項

（構成）

第３条　推進委員会は、別表に掲げる職にある者（以下「推進委員」という。）をもって組織する。

２ 推進委員会に委員長を置き、教育部図書館長をもって充てる。

３ 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

４ 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する職にある者がその職務を代理する。

（会議）

第４条　推進委員会は委員長が招集し、会議を主宰する。

２ 推進委員は、会議の出席に支障がある場合は部下職員を代理出席させることができる。

（関係者の意見聴取等）

第５条　推進委員会は、必要に応じて関係団体等の意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　推進委員会の庶務は、教育部図書館において処理する。

（補則）

第７条　この要項に定めるもののほか推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要項は、決定の日から施行する。

附　則

この要項は、平成２３年７月２６日から施行する。

附　則

この要項は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、公布の日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この要項は、令和元年６月１日から施行する。

別表（第３条関係）

保健福祉部子育て支援課長
保健福祉部子育て支援課主幹
保健福祉部子育て支援課主幹[子育て相談]
保健福祉部子育て支援課主幹[療育]
保健福祉部健康推進課長
保健福祉部障害福祉課長
教育部総務課長
教育部学校教育課長
教育部指導主事
教育部生涯学習課長
教育部図書館長

第３次 室蘭市子どもの読書活動推進計画
令和２年３月

発行　室蘭市教育委員会
編集　室蘭市教育委員会教育部図書館